

施設利用約款

〔サウナ&カプセル キュア国分町
制定 平成 23 年 5 月 1 日〕

会 則

施設利用

第 1 条 当館を会員価格で利用する者は、本約款に基づき当館と契約し、第 4 条に定める区分により会員にならないといけない。

入会資格

第 2 条 次の諸条件を満たす者は入会資格を有する。

- ①満 18 歳以上の成人男性（高校生不可）。
- ②当館会則及び施設利用約款を承認し、入会を希望する者。
- ③暴力団及び暴力団員並びにそれに類似する団体に属していない者。
- ④刺青、タトゥーがない者。

会員資格取得

第 3 条 会員になろうとする者は所定の申込書により当館の承認を得た上に、会員区分に従って当館の定める入会金その他の費用を当館に支払うものとする。当館との間に本約款に基づく施設利用契約は、その手続きが完了したときに成立し、これに基づく当館の諸施設利用権を取得し会員となる。

会員の区分

第 4 条 ①会員は次の区分により当館の諸施設が利用できる。
1、VIP 会員 2、プレミアム会員 3、通常会員
②会員の当館諸施設の利用範囲、その条件並びに特典については当館が定めた通りとする。

入会金・会費

第 5 条 ①入会金・年会費等の額、支払い時期及び支払い方法等は当館が定める。
②一旦納入した入会金・会費等は原則としてこれを返還しない。

諸規則の遵守

第 6 条 会員は当館諸施設利用については本約款の会則等を守らなければならない。

損害賠償責任免除

第7条 会員が当館諸施設利用中、会員の責に帰すべき人的・物的事故により会員が受けた損害に対しては、当館は一切の責任賠償の責を負わないものとする。また、法人会員利用者の場合は登録法人が一切の責を負うものとする。

会則の損害賠償責任

第8条 会員は当館諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により当館又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその倍賞の責に任ずるものとする。

会員資格の喪失

第9条 会員は会員資格を次の場合に喪失する。

- ①会員本人、法人にあつては法人の都合による退会。
- ②除名された時。
- ③会員本人の死亡の時。
- ④法人の解散。
- ⑤当館運営上重大な理由により、当館諸施設の全部を閉鎖した時。
- ⑥会則第5条に定める会費等諸費用の支払いを怠った時。

施設の閉鎖及び休業

第10条 当館諸施設は次の場合、当施設の全部又は一部を閉鎖又は休業することができる。

- ①気象・地震等自然災害、その他により開場が不可能と認められる場合。
- ②当館諸施設の改造又は補修の時。
- ③運営上重大な理由がある時。
- ④定期休暇・施設整備・その他やむをえない理由が発生した時。

諸費用等の変更

第11条 当館諸施設は本契約に基づいて会員が負担すべき諸費用・料金を社会情勢の変動に応じて変更することができる。

会員資格の譲渡禁止

第12条 当館諸施設の会員資格はこれを譲渡してはならない。

管轄及び準拠法

第13条 本契約に関して生じる一切の紛争については、当館の所在地を管轄する日本の裁判において、日本の法令に従い解決されるものとする。